

# 倉敷市スポーツ少年団指導者協議会規約

## (名称)

第1条 本会は倉敷市スポーツ少年団指導者協議会と称する。

## (事務局)

第2条 本会の事務局を倉敷市スポーツ少年団本部内に置く。

## (目的)

第3条 本会はスポーツ少年団指導者相互の連絡調整を図り、意見を交換し、研修につとめるとともに団員の健全な育成とスポーツの振興を図ることを目的とする。

## (組織)

第4条 本会は倉敷市スポーツ少年団本部登録の指導者全員をもって組織する。

## (役員の設置)

第5条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 評 議 員 若干名

## (役員の選出)

第6条 役員の選出方法については、次のとおりとする。

- (1) 評議員は登録団体から各1名を選出する。
- (2) 常任委員は評議員会で互選するものとする。
- (3) 会長及び副会長は常任委員会で互選するものとする。
- (4) 本部役員は指導者協議会の役員を兼ねることはできないものとする。

## (役員の任務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任委員は常任委員会を組織して、本会の常務を執行する。
- (4) 評議員は評議員会を組織して、本会の会務を審議する。

## (役員の任期)

第8条 役員の任期は2ヵ年とする。ただし、その任期満了の後も後任者就任の日まで留任するもの

とする。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員の再任を妨げない。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長の諮問に応じるものとする。
- 3 顧問は評議員会において推せんし、会長がこれを委嘱する。

(書記)

第10条 本会に書記をおき、倉敷市スポーツ少年団本部事務局員の中から会長がこれを委嘱する。

(会議)

第11条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 評議員会
  - (2) 常任委員会
- 2 会長は評議員会及び常任委員会を招集し、議長となる。

第12条 会議の議決は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

附 則

第13条 本会に必要な細則は、常任委員会で別に定めるものとする。

第14条 本規約の改正及びその他重要事項は、評議員会において審議し決定する。

- 2 この規約は、昭和47年5月1日から施行する。
- 3 この規約は、昭和62年5月30日から施行する。
- 4 この規約は、平成5年5月15日から施行する。
- 5 この規約は、平成9年6月7日から施行する。
- 6 この規約は、平成14年4月1日から施行する。
- 7 この規約は、平成15年4月1日から施行する。
- 8 この規約は、平成17年6月1日から施行する。
- 9 この規約は、令和5年6月17日から施行する。